

石井敦氏の論評にこたえて

山口 源治郎 (名古屋大学大学院)

はじめに

I. 「差別的・二重構造的図書館把握」論への批判

II. 佐野の図書選択論についての評価に対する批判

おわりに

(つづき)

次に、石井氏の指摘をもって本邦初公開とすべき田村盛一氏の証言については、「納税者であるかどうか余り関係なく『特許票』は発行でき」た(?)としても、それが運用上の例外ではなく原則として実践されていたのか否か、また原則であったならば何時その原則が確立されたのか(1909年規則改正時からか、あるいはその後の時期か)、といった点が全く明確でないことを指摘しておかなければならない。田村氏は『山口図書館五十年略史』(1953)などの著作を通し、佐野館長時代の「図書携出」規程の改正や実際の貸出方法にたびたび言及しており、しかも佐野の下で実務に携わった者にしかわからない部分にまでふれている。ところが不思議なことに、「図書携出」資格の納税要件を実質的に(運用上の原則として)撤廃するという、当時の府県立図書館にとっては破天荒の事実については全く言及するところがない。1909年の「図書携出」規程改正についても、「特許証下付には国税式円以上の納入者又はその保証人を要していたが、更に之を一般化する為県税を納むる成年者は何等の証明を要せず、本館備付けの一定の印刷用紙に記名捺印すれば直ちに一ヵ年有効の『図書帯出特許証』を渡し、未成年者の場合は前記成年者を保証人とすればよいので、寔に簡易に改められた」(『五十年略史』p.66)とのべており、単に「簡易に改められた」ことを強調しているのみである。筆者としては田村氏の証言が事実をもって裏づけられたならば、潔く自説を撤回し自己批判もしたいと考えるが、こうした伝聞的証拠のみでは俄に自説を撤回するわけにはいかないのである。

次に、奈良県立図書館が山口図書館の規則を模倣した件についての批判である。拙稿を読めばわかるように、奈良県立は、国税3円以上納税者という規程や証書式による「特許証」の付与を定めた1904年5月の山口図書館規則を模倣したので

であり、石井氏の批判は当たらないのである。

次に、巡回文庫の図書携出資格や山口図書館の貸出冊数に関する批判である。これについては全く石井氏の指摘のとおりであり、筆者の「初歩的なミス」、「現場実務の無知から出た」誤りにほかならない。この場をかりて自己批判しておきたい。ただし、巡回文庫の図書携出資格については、石井氏の研究によれば、「〔明治〕37年度では早くも『携出特許ニ要スル納税資格ヲ低クシ』（直接国税3円より2円）、更に9年にはこの制限も撤廃する」（石井『日本近代公共図書館史の研究』p.16）と指摘されていることから、一時期であったにせよ巡回文庫の図書携出にも納税要件が存在したもようである。しかし今回石井氏の批判をうけて、改めて筆者なりの調査をしたところ、これに該当する「巡回書庫」規程の類いがみあたらず、このあたりの事情について改めて石井氏に教えを乞いたいと思う。

## II. 佐野の図書選択論についての評価に対する批判

拙稿のこの部分に対する石井氏の批判はやや激越な論調で展開されている。筆者は佐野がその図書選択論において利用者要求（「現実の需要」）を重視した点を何ら否定したり軽視するものではない。この点は佐野の図書選択論の積極的側面として拙稿においても各所にふれたつもりである。しかしながら消極的側面すなわち図書選択論における“例外”の存在も決して軽視されるべきではないと考えている。積極面と消極面の両側面を明らかにしつつ、この両側面の関係については佐野図書館論の構造をどう解明するかということが拙稿の課題に他ならなかったのである。とはいえ、この課題を十分解決したわけではないが。

石井氏は筆者が佐野の図書選択論の消極的側面を明らかにするために引用した部分をさして、佐野の「全論説を通じてたった1ヵ所、次の数行だけである」とのべている。しかし、この「1ヵ所」は、佐野の論説の中で「もっとも体系的にまとめられた」ものであり、「佐野の渡米以前の図書館論としては最高のもので」「他の類書にない明快な理論と実践に裏付けられた内容」をもっていると、他ならぬ石井氏自身が讃えてやまなかった『通俗図書館の経営』（1911）からの引用である。筆者はたとえ「1ヵ所」であったとしても、『通俗図書館の経営』がもつこうした位置と意義・内容にてらして、ここにのべられた図書選択論における“例外”の存在は決して軽視されるべきものではないと考えるものである。しかも、ここにおいて佐野は、「文芸又は思想に関する図書にして動もすれば多数青年者を累はすべき虞ありと認むるものごときは、仮令、傑出せるもの需要多き

ものといえども必ずしも備付くるを要せず」と、きわめて明快にのべていたのである。

この点について石井氏は、この指摘も「前後を合わせて読むならば、最終的には『館長自ら取捨決定すべきなり』と館長の判断に任せている」ではないかと付け加えてのべている。しかし、前後を合わせ読むならば明らかなように、佐野がこの部分で指摘していることは、「多数青年者を累はす」ような「文芸又は思想に関する図書」については、「現実の需要」（利用者要求）まかせにするのではなく、館長まかせにせよとのべているのである。いわば、この種の図書については“良識”ある館長の専決事項にすべきだとしているのである。しかし、大逆事件以後の時期に且つ保守的風土の強固な山口県において、しかもその大多数が小学校長や教員の管理下におかれている「通俗図書館」におけるこの種の図書の選択を館長まかせにすることが、いかなる結果になるのか全く想像できない佐野ではあるまい。

さて、次に1911年、1918年に山口図書館が刊行して2つの図書館標準目録の評価に対する石井氏の批判にうつろう。石井氏は拙稿の評価は「佐野の図書選択論の批判にはならない」として次の3つの理由をあげている。

- (1) これらの目録は佐野個人の選択ではなく、他の町村私立図書館員ら5名の合作であり、佐野はその一員にすぎない。
- (2) 当時の出版事情を何ら考慮していない。
- (3) 内容を吟味せず書名だけで今日的観点から批判している。

これらの批判については、石井氏自身のこれまでの研究成果をもふまえ順次検討してゆきたい。

まず(1)の点については、佐野の位置をあまりにも過小評価しているのではないかと考える。かつて筆者は「市民の図書館」思想を担ってきたある図書館長から、50～60年代においても県立図書館長というと雲上人のように思われた、ということ聞いたことがあるが、「天皇の官僚体制」（石井）の強固な戦前にあって、佐野こそ県下の図書館の頂点に立つ人物（しかも奏任待遇の）であり、全国にその名をはせた名館長であり、図書館の理論と実践において卓越した指導力を発揮した人物ではなかったか。しかも、山口図書館刊行の標準目録は佐野の主唱にもとづき、とくに1911年刊行のものは文部省に先がけて編集されたものである。とすれば、佐野を標準目録作成の「一員にすぎない」とするのは、いかにも現実ばなれした指摘であるといわざるをえない。石井氏自身の研究「1910年代における図書選定事業」（1977）によっても、この目録が佐野の強い指導性のもとに作成

されたことを前提に論がすすめられているのであり、文部省の『図書館書籍標準目録』(1911)作成に際しても佐野はこの目録と「大同小異のもの」を提出したとのべられているのである。そうであるならば、佐野はこの目録にほぼ満足していたのだと考えられよう。たしかにどの図書が佐野による選書なのかは今では確かめるすべはないが、すでにふれてきた事情をふまえるならば、この目録には佐野の意向が大きく反映しており、佐野の図書選択論分析の一部としてこれを分析することは決して不当ではないと筆者は考えるものである。

(2)の点について石井氏は、「当時の出版事情を考慮すると、内容においても、構成においても殊更に論ずべきことなのか、と理解に苦しむ」とのべている。しかし、標準目録に掲載された図書の内容や性格そしてその構成がいかなるものであったかという問題は、標準目録を利用する図書館(ここでは山口県下の町村図書館)の目的や性格そして利用者層をどのように考えていたのかという問題と密接に関連し合うのであり、この意味で標準目録の分析は重要な意義を有していると筆者は考えている。なによりも石井氏自身の研究「1910年代における図書選定事業」が、文部省と山口の標準目録の構成と内容を問題にしているのである。石井氏はまた、和田万吉ら「図書館界の良識ある人々」7名によって編集された文部省刊行の目録と比較してほしかった、そこには山口の目録に掲載された図書の70%近くが採用されている、という。しかし、石井氏はいつから文部省刊行の目録を「図書館界の良識ある人々」によって編集されたもの、という見解をとるようになったのであろうか。従来の説では「大逆事件の文部省内の大きな政策転換の反映」がみられ、「最終的には文部省の意向に屈服した」ものであり、図書館界にとっては「パンを求めて石を与えられた」という評価のはずであった。この従来の説にしたがえば、文部省の目録に山口ものが70%も採用されていることは、少なくともこの70%については「文部省内の大きな政策転換」の枠内に納まるしるものであったということもできよう。

さらに石井氏の批判で残念なのは、拙稿が山口の1911年目録と1918年目録とを比較し、その構成と内容において変化し、1918年目録がより“皇民化志向”を強めていることなどを山口県の政策動向に関連しながら分析したことについて何らふれず、1911年目録のみを孤立的に分析したかのように描いていることである。志賀義雄が中江兆民『一年有半』の貸出を拒否されたのも(1917年ごろと推定される)、実は1911年目録から1918年目録へのこうした変化の中で起こっているのである。石井氏の指摘によれば『一年有半』は1911年の『巡回書庫用選択目録』に掲載されているとのことである(筆者未見)。筆者の調査でも1907年の『巡回

書庫用選択目録』にもこれの存在が確認できた。しかし1913年の『館外携出用選択目録』1916年の『館外貸出巡回書庫用選択目録』に至ると中江の本は存在しないのである。

(3) の批判は「図書内容を吟味せず、書名だけで今日的観点から批判している」というものである。たしかに筆者は2つの目録に掲載された2,000点近くの図書全部を検討したわけではない。しかし、拙稿で言及した「青年自修補習夜学読本」「政治」「小説」などの部門については、できるだけ現物にも当たり、研究史や、著作者の評価にふれた研究をも参考にしたつもりである。たとえば、石井氏があたかもリベラルな内容をもつかのように指摘している大隈重信『国民読本』や竹越与三郎『人民読本』についてみれば、大隈ものは第一章を「天壤無窮の皇室」から説きおこし、全部で57節あるうち16節をのぞき、冒頭にはすべて「御製」「御歌」を掲げるといったしるものであり、竹越のものにしても、「人民が天皇に忠勤を尽すべきは勿論なることにして、殊に我らは生まれて今上天皇陛下の如き明君を戴くは、取り分けて幸福と云はざるべからず。故に誠意誠心、臣子たり、人民たる職分を尽すことを忘るべからざるなり」とのべているしまつである。これらは『国民読本』といい『人民読本』というも、実は全く『臣民読本』に他ならないのである。「図書内容を吟味せず、書名だけで」という批判は、石井氏自身に返上したいと思う。

#### おわりに

拙稿「佐野友三郎論」発表後、いく人かの方々から励ましや厳しい批判を受けることができた。また、この反批判の作成をとおして改めて拙論が文字どおりの拙い作文であることを思いしらされた。ともに、筆者にとって勉強になったように思う。筆者としては今回の石井氏の批判をうけ、論争にまで発展させることはできないかと努力もしてみたが、「防衛」意識がまさってしまい思いどおりにはいかなかった。ただ、歴史における特定の人物の思想を、研究としていかに取り扱うかという点での方法論論争が個別実証研究の広がりや深まりの中で今後まき起こることを期待するのみである。

(受理 昭和60年6月20日)

## 『図書館史研究』第3号原稿募集

『図書館史研究』第3号は「地域（地方）図書館史の諸問題」を特集に組み、来年8月に刊行する予定です。地域（地方）図書館史に関する諸研究の原稿（外国の地域研究も可）を3本（1本につき400字で20～30枚）募りますので、奮って御応募下さい。

応募申込の締切は11月30日迄（必着）

申込先

図書館情報大学 寺田光孝宛  
（尚、原稿の締切は1986年3月31日）

### \*セミナー報告資料の訂正

先日のセミナー（9月9日）で報告致しました「フランス近代図書館の諸相」の資料のうち、弥吉光長先生より御指摘を頂きました2、（1）、表2「印刷業者数仏英比較」の英の数値は、小生の作表上のミスで、ロンドンの業者数であることが判明致しましたので、この紙面を借りて訂正させていただきます。（出典、Henri-Jean Martin: Le livre et la civilisation écrite, Tome 3, Paris, 1970）

\*夏季セミナーは53名の参加者があり、論議も活発で盛会であった。

### \*第13回運営委員会報告

9月9日セミナーの会場（大東文化会館にて）昼食時および午後5～6時  
運営委員全員出席（藤野幸雄は所用で中国へ行き欠席）

セミナーおよび研究会の組織・運営面について話あった。

次回 運営委員会は椋山女学園大学（日本図書館学会大会終了後）

### \*新入会員

\*60年度会費未納者には、再度振替用紙をいれました。会費は年額1,000円です。なお、会費未納者には、次回からのニューズレターを発送しませんので御注意下さい。なお、9月20日現在の納入率は約90パーセントです。よろしく御協力下さい。

（文責 川崎良孝）